

【公布された条例等のあらまし】

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十六号）

- 一 児童福祉法の規定により本人又は扶養義務者から徴収する費用の額は、知事が別に定めることとした。
- 二 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。
- 三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。